

## 入札公告

中和幹線 包括的道路維持管理業務委託の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

なお、この業務は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）に該当するものです。

令和6年7月25日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する事項

#### 1 業務名

中和幹線 包括的道路維持管理業務委託

#### 2 業務番号

第460-委-5号

#### 3 業務場所

中和幹線

起点：桜井市慈恩寺

終点：香芝市穴虫

詳細は別紙1を参照。

#### 4 業務内容

中和幹線の包括的道路維持管理業務

詳細は、入札説明書によります。

## 5 期 間

業務期間 令和6年9月17日（予定）から令和8年10月31日まで

契約期間 令和6年9月17日（予定）から令和8年10月31日まで

ただし令和6年9月17日（予定）から令和6年10月31日までに  
については準備期間とする。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体又は共同企業体（当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じ。）とします。（共同企業体は、代表者及び構成員ともに全て満たす必要があります。）

なお、単体として参加する場合は、共同企業体の構成員としてこの業務の入札に参加することはできません。

同様に、共同企業体の構成員としてこの業務の入札に参加する場合も、単体及びこの業務の他の共同企業体の構成員として、この業務の入札に参加することはできません。

### 1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない

者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## 2 共同企業体として参加する場合の条件

- (1) 共同企業体が2者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
- (2) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (3) 共同企業体の構成員の出資比率は次の要件を満たすこと。

全ての構成員の出資比率が30%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

## 3 参加資格等（登録部門）に関する条件

- (1) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (2) 資格登録業種

・単体又は代表者：以下の①及び②に該当する者

① 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中から、次の登録区分で登録している者

大分類 Q 役務の提供

中分類 1 建物管理

小分類 ⑩道路・公園清掃

② 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の業種「土木一式」に登録している者のうちA等級（A1グループを含む）又はB等級

・ 構成員

奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の業種「土木一式」に登録している者のうちA等級（A1グループを含む）又はB等級

(3) 形態

単体又は2者JV（ただし2者JVの場合、代表者は他の構成員より上位等級又は同一等級であること）

(4) 所在地

高田土木事務所管内（大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡）又は中和土木事務所管内（桜井市、橿原市、高市郡、磯城郡）に本店を有する者

#### 4 配置予定者に関する条件

単 体		<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の責任者を配置すること。</li> <li>○総括責任者※1           1名</li> <li>○現場担当責任者       1名</li> </ul>
共 同 者	代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の責任者を配置すること。</li> <li>○総括責任者※1           1名</li> <li>○現場担当責任者※2    1名</li> </ul>
企 業 体	の代 構表 成者 員以 外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の責任者を配置すること。</li> <li>○副総括責任者※1       1名</li> <li>○現場担当責任者※2    1名</li> </ul>

※1 ・総括責任者及び副総括責任者は以下の資格を有する者とする。

①一級土木施工管理技士の資格を有する者

②一級建設機械施工技士の資格を有する者

③技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」

とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限

る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技

術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工

学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する

者

③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

・入札説明書第5に記載の見積根拠資料において、修繕工事・緊急措置工事に

該当する金額が税込みで 4000 万円以上となる場合、専任で配置できること。また、変更契約時においても、入札説明書第 5 に記載の見積根拠資料の提出を行い、修繕工事・緊急措置工事に該当する金額が税込みで 4000 万円以上となる場合は、専任で配置するものとする。

- ・配置されるそれぞれの責任者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。それぞれの責任者の兼任は認めないものとする。

※2 共同企業体の場合、現場担当責任者は代表者、代表者以外の構成員のいずれかから 1 名配置するものとする。

### 第 3 入札手続等

#### 1 入札説明書及び設計図書等の交付

- (1) 交付期間 令和 6 年 7 月 25 日（木）から令和 6 年 9 月 12 日（木）まで
- (2) 交付方法 奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/12954.htm>

#### 2 設計図書等の閲覧

1 の(2)に掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

- (1) 日時 令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 9 月 12 日（木）まで  
（土・日・祝祭日を除く）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除きます。）
- (2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課道路環境向上係（県庁分庁舎  
6階）

電話番号 0742-27-7512（ダイヤルイン）

### 3 設計図書等に関する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面により提出してください。

ア 提出日時 令和6年8月1日（木）～令和6年8月5日（月）正午まで

イ 提出場所 第3の2の(2)に同じ

ウ 提出方法 持参により提出してください。電話、郵便及び電送によるものは一切受け付けません。また、アの期限を過ぎたものは一切受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり交付します。

ア 交付日時 令和6年8月9日（金）午後1時から

イ 交付場所 奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課のホームページ

<https://www.pref.nara.jp/12954.htm>

### 4 競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の3、4に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。詳細については入札説明書第3のとおり。

### 5 入札の手續及び開札の日時等

(1) 入札の手續

ア 郵便による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和6年9月12日開札 中和幹線 包括

的道路維持管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書及び見積根拠資料を入れ、封印等の処理をし、奈良県知事宛での親展として令和6年9月11日（水）午後5時までに第3の2の(2)に定める場所に到着するようにしてください。詳細は、入札説明書によります。

#### イ 持参による入札

入札書及び見積根拠資料を封筒に入れ、封筒の表に「令和6年9月12日開札中和幹線 包括的道路維持管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ封印等の処理をし、(2)に定める日時及び(3)に定める場所に持参してください。

(2) 開札の日時 令和6年9月12日（木） 午後3時00分

(3) 開札の場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁舎入札室（奈良県庁分庁舎6階）

#### 6 入札に係る金額の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 7 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。1回目の入札（以下「初度入札」といいます。）において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。

## 8 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、7のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行います。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

## 第4 その他

### 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 入札保証金

免除します。

### 3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

### 4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

### 5 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

### 6 契約書作成の要否

要します。

## 7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

## 8 手続における交渉の有無

無

## 9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、第2の3 参加資格等（登録部門）に関する条件を欠いた場合は契約を締結しません。また、落札者について次の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 11 予算の減額又は削除に係る契約解除

契約締結後、発注者の歳入歳出予算において契約者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。

## 12 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課道路環境向上係（県庁分庁舎6階）

電話番号 0742-27-7512 (ダイヤルイン)

### 13 公契約条例の適用

この事業は、特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受ける者としてします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則）を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」の定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

### 14 その他

詳細は、入札説明書によります。